

学校いじめ防止基本方針



加西市立下里小学校

令和7年4月改訂版

加西市立下里小学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校は、学校教育目標を「明日に向かって きらきら瞳 輝く子の育成」と定め、自ら学ぶ意欲を持って考え判断するとともに、相手の立場に立って考え、仲間と共に高まろうとする児童の育成を目指しています。

そのために、全校児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けての日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めます。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

本校は加西市北部の田園地域に位置し、三世代同居の家庭も比較的多い。古くからの地域のつながりが強く、学校教育に対しては、理解と協力を得ることができています。児童は明るく素直で何事にも一生懸命に取り組む素地をもっています。

全学年単学級の小規模校であり、児童の殆どが入学してくる小学校横の幼稚園とは、年間を通して幼小が連絡を取り合い、ふれあいの場をもっています。また、児童が進級する中学校とは、情報交換等を通して積極的な小中連携に向けた取組を実践し、異校種間の連携協力を大切にしています。

いじめについては、「いじめは全ての児童に関係し、全ての学校で起こり得るものである」という認識の上、単学級であるが故に起こり得る固定化した人間関係に配慮しつつ、学校が、全ての児童にとって「存在感を感じる場」「安心して過ごせる場」「自分の力が発揮できる場」「学ぶことが楽しい場」になるよう、「いじめを生まない学級・集団の土壌づくり」に取り組むとともに、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の指導体制を構築し、包括的に推進しています。

1 いじめの定義

【いじめの防止対策推進法】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等との一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものを言う。

〈参考〉

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。【「いじめの防止等のための基本的な方針」より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ①いじめはどの子どもにもどの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④嫌がらせやいじわる等、多くに児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命・身体に重大な事態が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要です。そのためには、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要があります。

本校では、学校教育目標である「共に学ぶ喜び、ふれあう喜び、高まる喜びを持つ子の育成」を啓発の主点とし、子どもたち・保護者の意識や生活背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施しています。

1 児童の自尊感情を高める教育活動の展開

一般的に、人は他人に必要とされている自分を自覚できる時に、自らの存在価値を見出すことができます。また、集団の中で役割を持ち、役割を全うできた時に、自信を持ち、集団に属することの意義と喜びを感じ得ます。子どもたちとて同様です。本校では、**(別紙1)**を例として自己肯定感・自己有用感・帰属意識を高める教育活動をすべての領域で展開しています。自尊感情を高め、互いの存在を認め合うことでいじめの未然防止につながります。

(1) 学習指導（主体的・対話的学習）

ペア学習、班別学習、プレゼンテーション活動、スピーチ等

(2) 児童会を中心とした児童主体の活動の重視

運動会、音楽会、なかよし班遊び、集会活動、6年生を送る会 等

(3) 体験学習の重視（社会見学・ゲストティーチャー等）

環境体験学習、自然学校、修学旅行、社会見学旅行、昔の道具見学、昔の遊び体験等

2 教職員の意識の高揚と研修の充実

いじめの起こらない土壌の耕しや、いじめの起こる前の小さな芽を摘む役割を担うのは、学校であり、家庭であり、地域あげでの機運でもあります。その中で教職員は専門職として、より高い意識を持ち、様々なスキルや指導方法を身につけることが必要です。つまり、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められています。

(1) カウンセリングマインド研修

すべての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリングマインドの向上を目的とした研修のことです。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたります。

本校では、定期的には、年2回、スクールカウンセラーによる研修を受講しています。また、不定期的にも積極的に研修会に参加しています。

(2) O J T (On-the-job-Training)

先輩が後輩に対し、具体的な仕事を通じて、必要な知識・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動のことです。そのことは、先輩教員にとっても学びの機会となり、力量を高めることにつながります。

(3) 校内研修の充実

教職員によって定期的に情報交換をしたり、事例研究会をもち、意識の高揚を図ったりしています。また、子どもたちの小さな変化も見逃さないために、チェックリストを読み合わせ、いじめを小さな芽のうちに摘むことに努めています。（別紙2）

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することで早期の解決につながります。早期発見のためには、日常的に教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努めることが大切です。いじめは、教職員を含め、大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、教職員間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報収集に努めることが大切です。

1 早期発見のための手だて

(1) 日々の観察…児童がいるところには、教職員がいる体制

子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることで、子どもたちに安心感を与えるとともに、いじめの発見に効果があります。その際、「いじめ早期発見のためのチェックリスト」（別紙3）を活用します。

(2) 連絡帳の活用…やりとりから生まれる信頼関係

担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築することに努めます。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応します。

(3) 学校カウンセリング…気軽に相談できる窓口の準備

日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくることに努めます。また、定期的な教育相談期間を設ける等、相談体制を整備することにも努めます。

(4) いじめ実態調査アンケート…実施と網羅的な対応

年3回「生活アンケート」を実施しています。実施するだけでなく、気になる内容があれば教育相談も実施しています。

2 校内指導体制及び関係機関 （別紙4）

(1) 初動体制の確立…「校内指導体制」の周知徹底とシュミレーション

「校内指導体制」が有事の際に機能するように、定期的に確認するとともに、様々な事例をシュミレーションし、迅速な対応のための体制を強化しています。

(2) 保護者・地域との連携…P T A・地域見守り隊(ワッショイスクール 等)・地域団体との連携

いじめ防止と解消のための啓発を促したり、日常的な見守りを依頼する等、地域をあげ

てのいじめ撲滅の推進役を担います。

また、カウンセラー・ソーシャルワーカー等の専門家に協力を得たり、民生委員・児童委員・こども家庭センター・福祉事務所等の関係機関との連携を図ります。

3 いじめの様態

いじめの様態は様々であり、中でもその行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている子どもを守り通すという観点から、強い姿勢が大切であり、警察・司法等の関係機関との連携が必要となってきます。

《 分 類 》

《抵触する可能性のある刑罰法規》

① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる→脅迫、名誉毀損、侮辱

② 仲間はずれ、集団による無視

※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする→暴行

④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする→暴行、傷害

⑤ 金品をたかられる→恐喝

⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする→窃盗、器物破損等

⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたり→強要、強制わいせつ

⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる→脅迫、名誉毀損、侮辱

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、児童生徒の感じる被害性に着目し判断する必要がある。

IV 早期対応

1 いじめ対応の流れ （別紙5）

いじめを認知した場合、「いじめ対応の流れ」に沿い、「いじめ対応チーム」を中心に、迅速かつ組織的に臨み、いじめの解消に努めるとともに、再発防止対策を講じています。

2 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

【いじめの解消の要件】

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及び保護者に対して面談等により確認の必要がある。

※単に謝罪をもって安易に「解消」としないこと。

※いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を継続することが重要である。

【特に配慮を要する児童生徒への対応について】

○特に配慮が必要な児童生徒については以下の点に留意して対応する。

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

※上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行わなければならない。

V ネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネットトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

未然防止には、子どものスマートフォン・携帯電話・ゲーム機・パソコン等を第一義的に管理する保護者と連携する必要があります。

「ネット上のいじめ」が発見された場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要となります。

1 ネット上のいじめの特徴

- (1) 匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易にひぼう・中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんながひぼう・中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- (2) 無料電話アプリを利用するグループ内でも、ある日突然、既読無視、グループ外し、未読等のいじめが起こることもある。
- (3) 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が安易にできることから、ひぼう・中傷の対象として悪用されやすい。
- (4) スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報

- (GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- (5)一度流出した個人情報、削除することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止

(1) 対象者に適した講話等の実施

講師招聘による教職員研修、PTA対象の講話、児童対象の情報モラル教室等を、対象者と内容、時期を考慮し実施します。

(2) アンケートの実施

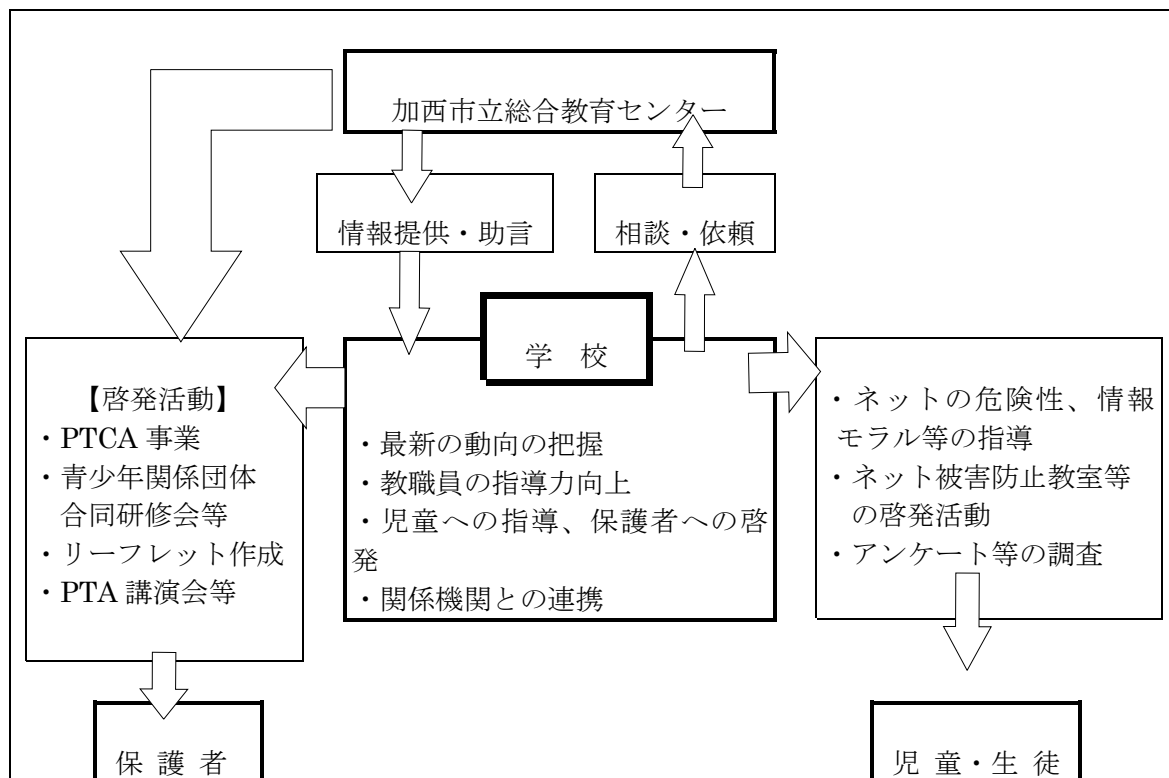
所有状況、使途、及ぼす影響等を問いたアンケートを実施します。

(3) 児童への指導・保護者への啓発

学校だよりや学級だよりを通して、アンケートより得た状況を伝えるとともに、保護者には「家庭でのルール」を決める等の協力を依頼します。

また、「加西市立総合教育センター」を窓口にし、関係機関・地域団体との連携のもと、児童への指導と保護者への啓発を図ります。

(4) 画像等の情報提供をお願いします。



VI 重大事態発生時の対応 (別紙6 「加西市いじめ対応マニュアル」抜粋)

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、地方公共団体の長(加西市長)へ報告した上で、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられています。したがって、「本校いじめ防止基本方針」にも「加西市いじめ対応マニュアル」の関連部分を抜粋し掲載します。

【重大事態とは】〈いじめ防止対策推進法第28条第1項より〉

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。
- ③ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。

(別紙1) 年間指導計画

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム	幼小情報交換会	
	指導方針・計画作成	学級づくり	参観授業・学級懇談
		保護者向け啓発	家庭訪問
5月	生徒指導委員会	職員研修会(いじめ対応)	
		人権学習 縦割り班活動	
6月		縦割り班活動	
			生活アンケート①
	小中情報交換会		参観日・学級懇談
7月	生徒指導委員会		町別児童会
	職員会議	職員研修会(カウンセリング)	教育相談・校区内補導
8月	指導部会		校区内補導
	指導部会		
9月	職員会議		町別児童会
		縦割り班活動	
		大阪関西万博見学旅行	
10月		運動会	
		縦割り班活動	
		社会見学旅行・修学旅行	
11月		縦割り班活動	生活アンケート②
		オープンスクール	
		校内音楽会	
12月	指導部会	縦割り班活動	
	職員会議		
	生徒指導委員会		校区内補導
1月	指導部会	縦割り班活動	
	職員会議	新入生保護者説明会	
	生徒指導委員会		
2月		縦割り班活動	生活アンケート③
	指導部会		
	職員会議	新入生体験入学	参観授業・学級懇談
3月	職員会議	6年生を送る会	
			町別児童会
	本年度のまとめ	小中情報交換会	校区内補導

(別紙2)

教職員のいじめ対応チェックリスト

子どもの変化を見逃さないため

【自身の行動】

- ☐ 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- ☐ 子どもの顔を見ながら出席確認をしている
- ☐ 連絡帳を確認し、必要があれば迅速な対応をしている
- ☐ 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- ☐ 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- ☐ 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している

【情報共有】

- ☐ 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- ☐ 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- ☐ 養護教諭と情報共有をしている
- ☐ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと情報共有をしている
- ☐ いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

【子ども・保護者への対応】

- ☐ 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- ☐ 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- ☐ 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- ☐ 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- ☐ 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- ☐ 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- ☐ 教室の子どもの机の中を確認している
- ☐ 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- ☐ 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

(別紙3) 早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 特定の児童に気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう児童がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 廊下でたまり、奇声を発したり大声で話したりする
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の児童が残る
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある